

(5) その他の行為について

「建築物等の色彩の変更」「水面の埋立て又は干拓」「土石の類の採取」「屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積」の場合においても、それぞれ許可基準と申請に必要な添付図面が風致地区条例で定められていますので、事前にご相談ください。